

中山間地域宅配ボックス設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和 37 年富山県規則第 10 号。以下「規則」という。）第 21 条の規定に基づき、中山間地域宅配ボックス設置事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 富山県内の中山間地域において、地域ぐるみで宅配ボックスの設置を推進する集落等に対し、その費用の一部を補助することにより、宅配物の再配達削減による物流サービスの効率化を図るとともに、今後、想定されるインターネットを利用した食品や日用品等の購入のさらなる需要の増加に対応できる宅配の物流サービスが維持されることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、それぞれ以下に定めるとおりとする。

1 中山間地域

富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例（平成 31 年 3 月 15 日富山県条例第 26 号）第 2 条に規定する中山間地域をいう。

2 宅配ボックス

次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅に設置されるもの
- (2) 縦・横及び高さの3辺の長さの合計が 100 センチメートル以上ある物品を収容することが可能なもの
- (3) 耐久性を備え、ワイヤー、アンカー等の盗難防止のための器具で固定されたもの又は固定できるタイプのもの
- (4) 正当な受取人のみを受領できるセキュリティ機能（鍵、ダイヤル錠、カード認証等）を有しているもの
- (5) 防水性があり、宅配物を安全に保管できるもの
- (6) 収納した宅配物が外から見えないようになっているもの

3 補助事業

次の各号の全てに該当する事業とする。

- (1) 中山間地域において実施するもの
- (2) 新たに地域単位で宅配ボックスを共同購入して住宅に設置し、再配達削減による物流サービス維持に取り組むもの
- (3) 1 申請あたり宅配ボックス 10 個（世帯）以上の導入であるもの
- (4) 再配達削減による物流サービス維持に取り組む地域として「再配達削減サポーター宣言」を行い、県がこれをホームページに公表することに同意するもの

4 補助事業者

次の各号に定める者とする。

- (1) 知事が適当と認める地域運営組織（自治振興会、町内会など）
- (2) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは補助金の対象としな

い。

ア 富山県暴力団排除条例（平成 23 年富山県条例第 4 号）に規定する暴力団又は暴力団員等

イ 県税に未納がある者

（補助金の交付及びその対象経費）

第 4 条 知事は、補助事業者が行う補助事業の実施に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。ただし、1 事業者につき 1 回限りとする。

2 補助対象経費は、宅配ボックス（鍵、盗難防止ワイヤー等の付属品を含む。以下同じ。）の製品購入費用及び設置施工費用とする。

（補助率等）

第 5 条 補助金の補助率は、2 分の 1 以内とする。

2 補助限度額は 20 万円とし、宅配ボックス 1 個あたりの補助上限額は 1 万円とする。

3 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請等）

第 6 条 規則第 3 条の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）を知事に提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（様式第 2 号）

(2) 補助事業者概要書（様式第 3 号）

(3) 収支予算書（様式第 4 号）

(4) 宅配ボックスの製品購入費用及び施工業者での設置施工費用が分かる見積書等の写し

(5) 設置する宅配ボックスの詳細（外観、メーカー名、商品名（型番）、仕様など）が分かるもの

(6) 設置する住宅の住所及び使用する住民の氏名が分かるもの

（補助金の交付決定）

第 7 条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項の場合において、必要があるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をすることができる。

（交付条件）

第 8 条 規則第 5 条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費又は補助事業の内容を変更する場合には、補助事業者は、あらかじめ、変更承認申請書（様式第 5 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次条に定める軽微な変更については、この限りでない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、補助事業者は、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (5) 補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（軽微な変更）

第9条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更とする。

- (1) 目的に変更をもたらすものでなく、かつ、事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な交付目的達成に資するものと考えられる場合
- (2) 目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合
（事業の変更、中止・廃止）

第10条 第8条第1号に規定する補助事業の内容の変更、又は同条第2号に規定する補助事業の中止もしくは廃止の承認の申請は、変更承認申請書（様式第5号）、中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則第15条の規定に基づき、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第8条に規定する交付条件に違反したとき、又は同条の規定による知事の指示に従わなかったとき。

（補助金の返還）

第12条 知事は補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第16条第1項の規定に基づき、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、当該交付決定に係る補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日、又は事業の完了の日が属する年度の2月28日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 実施報告書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) 宅配ボックスの製品購入費用及び施工業者での設置施工費用の領収書または支払があったことを確認できるものの写し

(概算払)

第14条 知事は、規則第13条の規定により、交付すべき補助金の額を確定した後、当該補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる経費に係る補助金については、概算払をすることができるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。